

住民基本台帳ネットワークシステムにおける 情報セキュリティ対策について

住民基本台帳ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策



①制度面からの対策(法制度)

- ・ 記録する個人情報の限定
- ・ 本人確認情報の保護措置
- ・ 本人確認情報の利用及び提供の制限

②技術面からの対策(システムの構成機器等)

- ・ 通信ネットワークの情報セキュリティ(専用回線の使用)
- ・ ファイアウォールによる外部からの不正な通信の防止
- ・ 耐タンパー装置による相互認識と暗号化
- ・ 業務権限別の照合情報登録(静脈認証)
- ・ マイナンバーカード等の一時停止、カードロック機能
- ・ 不審な通信等の監視・防御(各種ログの記録)

③運用面からの対策(人的側面)

- ・ 物理的な情報セキュリティ対策
- ・ 業務アプリケーション利用上の情報セキュリティ対策
- ・ システム管理に関する情報セキュリティ対策
- ・ 委託業者の管理
- ・ 職員教育の徹底

(参考)技術面の対策 全体像

個人情報の漏えい、改ざん、破壊、なりすまし等、住民基本台帳ネットワークシステムでは考えられるさまざまな脅威に対し、「ネットワークのセキュリティ対策」と「システムのセキュリティ対策」の2つの対策を実施しています。

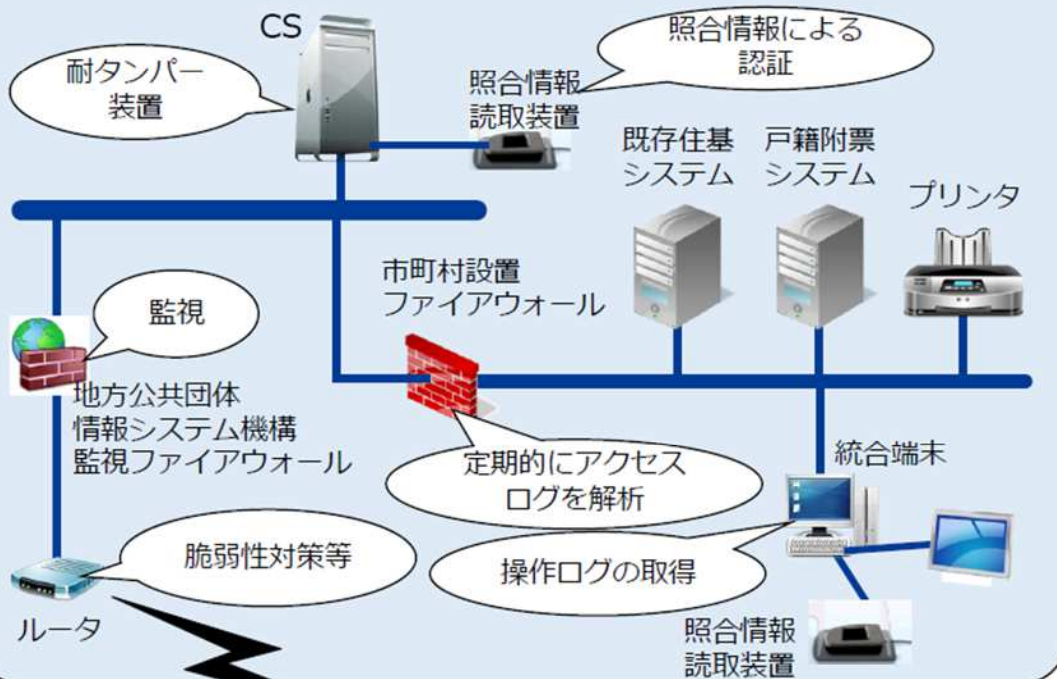
主なネットワークのセキュリティ対策

- (1) 専用回線による閉じたネットワーク構成
- (2) ファイアウォールの設置（市町村設置と機構監視）
- (3) ルータなどのネットワーク機器の不正アクセス対策

主なシステムのセキュリティ対策

- (1) パスワード認証及び照合情報読取装置
- (2) 業務権限別の照合情報登録
- (3) 耐タンパー装置による相互認証と暗号化
- (4) 詳細なシステム操作ログの取得及び監視

各市区町村における住基ネット機器のあるネットワークの構成図(*)及び 関連装置等



住民基本台帳ネットワーク
(専用回線ネットワーク)

(*)ネットワーク構成等は、団体によって異なります。

第21回佐賀県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報保護審議会

- 1 日 時 令和5年1月31日(火)10時30分～11時00分
- 2 場 所 佐賀県庁 新館4階 特別会議室
- 3 出席者
 - ・ 佐賀県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報保護審議会委員(5名)
(五十音順・敬称略)新井 康平、井寺 修一、井上 愛、酒見 紀代子、浜 健二
 - ・ 事務局
横田 英治(市町支援課長)、熊谷 幸雄(市町支援課副課長)、杉田 仁志(市町支援課係長)、谷口 善朗(市町支援課主事)、平田 幸範(株式会社佐賀電算センター)、上瀧 薫(株式会社佐賀電算センター)
- 4 会議の概要
 - ・ 委員の互選により、井寺会長、新井副会長の決定
 - ・ 井寺会長が議事録署名人に井上委員を指名
 - ・ 報告事項(1)「佐賀県住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況等について」を事務局から説明し、委員と質疑応答
 - ・ 報告事項(2)「住民基本台帳ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策について」を事務局から説明し、委員と質疑応答

4月「住基ネットセキュリティ担当者説明会」(オンライン開催)

1 目的

各都道府県の住基ネット担当者に、昨今の自己点検の結果を鑑みて、改めてセキュリティ対策の重要性について認識いただくとともに、チェックリストによる自己点検等の基本的な取組内容について確認していただく。

併せて初任者向けに住基ネットの概要についても説明を行うものとする。

2 対象者

各都道府県の住基ネット担当者(初任者含む)

3 内容

	内容	説明者
1	住民基本台帳ネットワークシステムの適正な運用によるマイナンバー制度等の円滑な実施について	総務省住民制度課
2	住民基本台帳ネットワークシステムの概要	地方公共団体 情報システム機構
3	チェックリストによる自己点検及び住基JPKI監査関連業務について	地方公共団体 情報システム機構
4	セキュリティ対策事例発表	兵庫県

4月 「住民基本台帳制度関係事務担当者説明会」(オンライン開催)

1 対象者

各都道府県の住民基本台帳制度関係事務及び住基ネット担当者

2 内容

	内容	説明者
1	住民基本台帳制度をめぐる最近の状況について	総務省住民制度課
2	自治体システムの標準化・セキュリティについて	総務省自治行政局 デジタル基盤推進室
3	住基ネットシステムの改修に係る変更点等について	地方公共団体 情報システム機構

※2～3については、市町が業務を行うもの

7月 「住民基本台帳制度関係事務担当者説明会」(動画視聴)

1 対象者

住民基本台帳事務担当者、住基ネット担当者及び住基ネット担当者以外で統合端末を操作する市町村職員

2 内容

	内容	説明者
1	住民基本台帳制度をめぐる最近の状況について	総務省住民制度課
2	自治体システムの標準化・セキュリティ対策について	総務省自治行政局 デジタル基盤推進室
3	チェックリストによる自己点検及びセキュリティ対策	地方公共団体 情報システム機構
4	住基ネットシステムの改修に係る変更点等について	地方公共団体 情報システム機構

10月「住基ネットセキュリティ現地機関調査」

1 目的

住基ネットの業務端末の運用について、セキュリティの観点から現地でヒアリングを実施することにより、端末運用の適正を図ること

2 訪問先

- ・ 10月2日(月)
唐津県税事務所、唐津土木事務所、佐賀土木事務所
- ・ 10月3日(火)
武雄県税事務所、有明海沿岸道路整備事務所、総合福祉センター
- ・ 10月4日(水)
国際課、行政デジタル推進課

3 調査内容

市町支援課職員(2名)が、調査票の回答結果及び送付写真(設置状況)に基づき、端末の設置・利用状況等を現地で確認

4 調査結果

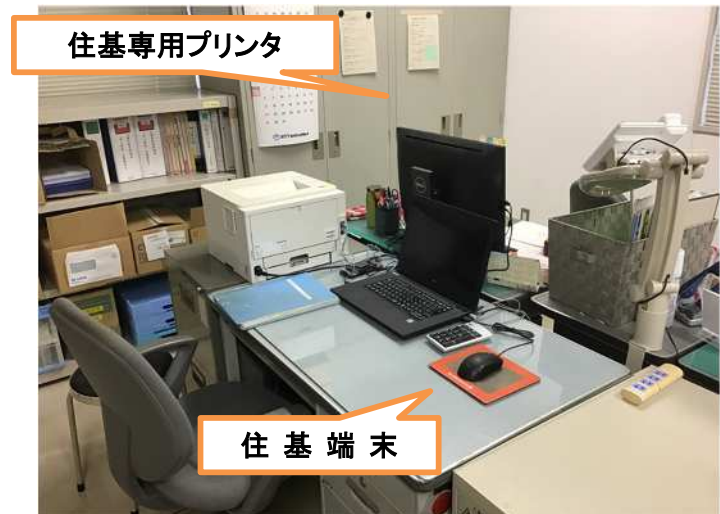
各所属、指摘はなく、適正に利用されていた。

参考:「住基ネットセキュリティ現地機関調査」

【調査内容(一部抜粋)】

- 業務端末の設置された部屋のセキュリティを確保している
 - 職員が不在となる時は、執務室を施錠しており、端末にはワイヤーロックを用いた盗難防止を行っている
 - 執務室スペースへの部外者の立ち入りは禁止しており、適切に管理している
- 不正プログラムの混入防止対策を講じている
 - 緊急時対応計画書を作成しており、関係職員に対して、周知を図っている
- 照合IDと操作者IDを適切に管理している。
 - 「業務以外使用禁止」の張り紙を貼付し、他者による利用、目的外の利用を禁止している
- 本人確認情報を適切に管理している
 - スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない
 - 業務端末は利用毎に起動・終了をしており、使用途中に離席する際には業務アプリケーションを終了させている
 - 業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いている

唐津県税事務所



佐賀土木事務所



10月 「令和5年度緊急時対応訓練の実施」

- 1 日時 令和5年10月25日(水)9時30分 ~ 11時30分頃
- 2 対象者 各都道府県住基ネット担当者、各市町村住基ネット担当者

3 訓練内容

【障害の想定】

都道府県サーバ集約センターにおいて導入ソフトウェア保守作業中に、住基全国センターから貸与された媒体をセットしたところ、McAfee が反応したことにより、都道府県サーバの処理装置Xをネットワークから遮断した。

【初報・第2報・終報】



地方公共団体情報システム機構⇄都道府県

①障害事象(※第2報は状況、終報は終了)の連絡、②受信確認メールの返信

都道府県⇄市町村

③障害事象(※第2報は状況、終報は終了)の連絡、④受信確認メールの返信

10月 「住基ネットに接続している既設ネットワークに関する総務省ヒアリング」

- 1 日時 令和5年10月26日(木)13時10分～14時00分 skypeで実施
- 2 聴取者
総務省住民制度課 岩本氏
※ 同席 地方公共団体情報システム機構 西村氏
- 3 対応者
(県)市町支援課 杉田係長、麻那古主事
- 4 総務省ヒアリング
 - ・ 市町から提出された自己点検結果(総務省指定のチェックリスト様式)に基づき、市町の現状等についてヒアリングを実施。
 - ・ 引き続き、県や市町ともに住基ネットセキュリティ対策の確実な履行及び関係職員の意識の醸成をお願いされたところ。

(総務省担当者からのアドバイス)

- j-lisが提供する規定類の活用。
- 前年度のリモートヒアリングおよびリモート監査の結果を受けて4月、5月に各市町の改善を実施する改善サイクルを確立したらどうか。

「住基セキュリティ及びJPKI業務監査」

① 全団体実機調査(9月)

住基ネットに接続している市町のCS及び統合端末のセキュリティ関連の設定値を、データで確認しJ-lisへオンラインで報告するもの。

[実施機関⇒地方公共団体情報システム機構]

② リモート監査(11月20日～12月20日)

Webサイトを主に利用した住基JPKI監査を実施。

・ 監査対象市町 小城市 (ヒアリング日程: 令和5年12月19日(火))

[実施機関⇒地方公共団体情報システム機構委託監査法人]

③ リモートヒアリング(10月～2月)

各市町へ住基関連のセキュリティ対策の対応状況等について、J-lisから委託を受けた監査法人から電話を使ったヒアリングが行われるもの。

[実施機関⇒地方公共団体情報システム機構委託監査法人]

・ 実施市町: 武雄市(10/11)、嬉野市(12/21)、上峰町(1/17予定)、玄海町(11/20)、有田町(2/15予定)、太良町(2/16予定)

④ オンラインセミナー(令和6年1月～3月)

市区町村担当者に対して、内部監査実施率や精度向上のためセミナーを実施するもの。

[実施機関⇒地方公共団体情報システム機構]

⑤ 都道府県フォローアップ(令和6年1月～3月)

②及び③から得られた結果について、監査人が作成する報告書を参考に助言等を行う予定。 [実施機関⇒都道府県]

(参考)令和5年住基ネットに関するスケジュール

R5年 1月	「第21回住基ネット審議会」の開催
4月	<ul style="list-style-type: none">・「住基ネットセキュリティ担当者説明会」(オンライン開催) 地方公共団体情報システム機構→(県)住基ネット担当者・「住民基本台帳制度関係事務担当者説明会」(オンライン開催) 地方公共団体情報システム機構→(県)住民基本台帳制度関係事務及び住基ネット担当者
7月	「住民基本台帳制度関係事務担当者説明会」(動画視聴) 地方公共団体情報システム機構→(市町)住民基本台帳事務担当者、住基ネット担当者及び住基ネット担当者以外で統合端末を操作する職員
9月	<ul style="list-style-type: none">・「全団体実機調査」 地方公共団体情報システム機構→(県・市町)住基ネット担当者
10月	<ul style="list-style-type: none">・「住基ネットセキュリティ現地機関調査」・「令和5年度緊急時対応訓練の実施」 地方公共団体情報システム機構→(県・市町)住基ネット担当者・「住基ネットに接続している既設ネットワークに関する総務省ヒアリング」(住基ネットに関する各市町の自己点検結果等)・「リモートヒアリング」

住基ネットによる情報漏洩事案の再発防止策を公表しました(令和5年2月)

すでに公表し、報道もされているところですが、昨年11月5日、住基ネットを不正に検索して得た個人情報を外部に漏えいしたとして、区職員が逮捕されました。

これを受け、「直ちに実施する再発防止対策」として、11月25日までに住基ネットの利用状況の確認や、全職員を対象とした公務員倫理・情報セキュリティ研修を実施いたしました。それらに並行して11月7日に再発防止対策検討委員会を設置し、複数の有識者等の意見を伺いながら「更なる再発防止対策」の検討を進めてまいりました。このたび、その結果を取りまとめましたので、お知らせいたします。



杉並区長 岸本 聡子

「更なる再発防止対策」は、3つの観点から実施することといたしました。

1点目は、「操作ログ点検の充実・強化」です。氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票に記入して、他の職員の確認を受けることとし、操作ログと記録票を突合するなどの点検を毎月行うことで、不自然な検索を発見しやすくします。こうした点検は、「不正行為は発覚し、行為者は特定される」ことを職員が認識することにもつながります。

2点目は、「職員に対する教育・研修の充実・強化」です。今後は住基ネット操作権限付与時や住基ネット業務管理補助者初任時に実施していた教育・研修を毎年実施することに加え、全職員を対象とした、公務員倫理・情報セキュリティ研修も、職場ごとに毎年実施していきます。

3点目は、「職場環境の見直し」です。一部の住基ネット端末は見通しの悪い場所に設置されていることから、各職場においてセキュリティ対策の話し合いを定期的に持ち、レイアウトの変更を行うなど、職場環境の見直し・改善を図ります。また、情報の持ち出しを防ぐために、住基ネット端末設置エリアへの電子機器の持ち込みは原則禁止とするルールを徹底することとします。

当該職員は、所定の手続きを経て1月25日付けで懲戒免職とし、当該職員の管理責任者である部長・課長は訓告といたしました。また、私、区長及び副区長につきましても自らの責任を明らかにするため、給料月額100分の30を1カ月間減額するための特例条例を現在開会中の第1回区議会定例会に提案しております。

区民のみならず全国の皆様の行政に対する信頼を大きく損ねる事態を招いてしまったことに、あらためて深くお詫び申し上げます。二度とこうした事案を起こすことのないよう、今回取りまとめた再発防止策を着実に実行し、区政に対する信頼回復に全力で取り組んでまいります。

東京都杉並区職員 の住基ネットによる 情報漏洩事案の概要

令和4年2月28日(月)に「区職員が、住基ネットを不正に検索して得た個人情報(氏名、生年月日等)を外部の者に漏えいしている」として、被害を受けたとする者の氏名等を記載した文書(以下「送付文書」という。)が区に送達された。これを受け、同日、住基ネットの操作履歴を調査したところ、被害を受けたとする者の検索を区民課の職員が行っていたことが判明し、3月1日(火)に当該職員に対する聞き取りを行った。当該職員の返答は、「検索した記憶はなく、不正行為は一切行っていない」とのことであったが、個人情報を取り扱うシステムに関する操作権限をすべて取り消した。区は3月2日(水)に警察に相談し、捜査が行われた結果、11月5日(土)に当該職員は住基ネットから個人情報を漏えいしたことに伴う住民基本台帳法違反容疑により逮捕された。その後、11月26日(土)に新たな住民基本台帳法違反容疑により再逮捕された。